

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 特別加入者の給付基礎日額の改正

特別加入者の給付基礎日額として、二万二千元、二万四千元及び二万五千元を加えるものとする。

二 特別加入の申請及び脱退に係る申請書の枚数の変更

特別加入の申請及び脱退に係る申請書の枚数を一通とするものとする。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

第一の一の改正に伴い、特別加入者の保険料算定基礎額について所要の整備を行うものとする。

第三 施行期日

この省令は、平成二十五年九月一日から施行するものとする。ただし、第一の二については、平成二十五年十一月から施行するものとする。